

平成29年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年9月13日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	樫山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	中松秀夫
総務政策課員	平尾好孝	総務政策課員	樫原基史
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課員	十河貴子	住民生活課員	木村陽子
住民生活課員	宮本真里	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	税務課長	橋本秀行

- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 8 報告第 1 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 8 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 8 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 5 8 号 上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 2 5 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度 第 2 - 1 号 公共下水道事業 生馬下水道管（8 工区）布設工事（補助））
- 日程第 2 9 議案第 6 3 号 物品購入契約の締結について（平成 2 9 年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食器類））
- 日程第 3 0 議案第 6 4 号 物品購入契約の締結について（平成 2 9 年度 学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食缶

類))

日程第 3 1 議案第 6 5 号 土地取得について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 3 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 3 回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイと議長判断により上着なしを本定例会においても実施したいと思いますので、議員各位、当局の方も上着をとっていただいで結構かと思えます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 8 番、奥田 誠君、9 番、沖田公子君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 2 2 日までの 1 0 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は 1 0 日間に決しました。

△日程第 3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成29年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願ひします。

また、本定例会までに提出のありました全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日9月13日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成29年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

さて、6月30日の降雨により避難指示を出しておりました立平地区の地すべりにつきましては、応急工事であります集水ボーリングが完成し、その後、地すべりもとまり、安定していることから、また、避難者の健康面も考慮しまして、7月21日から一時帰宅を認めています。

今後、和歌山県が緊急的に地すべり対策工事を実施することが決定したことから、早期に対策工事が完了し、住民の皆さんが安全で安心して生活できることを願っております。

次に、去る7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を襲った九州北部豪雨災害により亡くなられた皆さんに謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にはお

見舞いを申し上げます。一日も早い復興を願っております。

次に、8月27日に石川県津幡町で行われました防災総合訓練に参加してまいりました。訓練の想定は、午前6時50分に津幡町から金沢市中部に至る森本断層を震源とする地震が発生し、震源地に近い津幡町では震度6強を観測したというものでした。この地震により家屋火災、ガス・水道施設の破壊、道路・橋梁の損壊等の被害が発生し、多くの死傷者が出ているとの想定で実施されました。甚大な被害が出ていることの想定から、上富田町に対し食糧の救援物資の要請があり、救援物資を輸送する訓練を行いました。

今回、津幡町の防災総合訓練に参加して、住民の方々が「自分の地域は自分たちで守る」という認識を持って積極的に取り組んでいる姿からも、住民の防災意識の高さが伝わってきました。

また、10月29日に実施します町の防災訓練に津幡町から参加していただく予定となっております。今後も災害時相互応援協定のもと、両町の友好な関係を継続していきたいと考えていますので、引き続きご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案としましては、平成28年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定が13件、平成28年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、報告事項としましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告事項が5件、規約の一部改正が1件、条例の制定が1件、平成29年度一般会計・特別会計の補正予算が3件、工事請負契約の締結が1件、物品購入契約の締結が2件、土地取得が1件の計28件がございます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第43号から議案第55号までの13件につきましては、平成28年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第56号、平成28年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第16号から報告第20号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資

金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会へ報告し、かつ公表しなければならないとなっております。

なお、平成28年度決算のそれぞれの比率は、法律で定められた基準内でございます。

次に、議案第57号につきましては、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。この議案は、平成30年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合が紀の海広域施設組合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、また、有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合の議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号につきましては、上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）でございます。この条例は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の趣旨に鑑み、中小企業等の一層の振興を図るため、また、上富田町商工会よりことしの5月に中小企業・小規模企業振興に向けた条例制定の陳情を受けたことから、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第59号につきましては、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回、補正前の額に1億2,664万4,000円を追加し、予算総額を59億8,034万3,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では、個人情報保護制度への対応や番号制度関連システムの改修委託料としまして874万8,000円を措置しています。

また、くちくまのコミュニティバスの運行契約の更新に向け、限度額を1億3,000万円の債務負担行為を平成31年度から平成35年度までの期間で設定しています。

農林水産業費では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受けて、木質バイオマスイエネギー導入計画を策定する委託料等として1,360万円を、土木費では、町道等の維持補修工事請負費として1,800万円を措置しています。

教育費では、岩田公民館の建てかえに関する土地購入費等として4,020万6,000円を措置し、限度額4億円の債務負担行為を平成30年度までの期間で設定しています。

上富田文化会館の空調設備の改修に関する設計監理委託料として279万3,000円を措置し、限度額1億6,000万円の債務負担行為を平成30年度までの期間で設定しています。

一方、歳入につきましては、負担金、国・県支出金、繰入金、諸収入、町債を見込み

措置しています。

次に、議案第60号につきましては、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に508万9,000円を追加し、予算総額を15億3,551万8,000円と定めています。補正予算の内容は、過年度分介護給付費交付金支払基金返還金を措置しています。

次に、議案第61号につきましては、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に1,000万円を追加し、予算総額を7億6,348万8,000円と定めています。補正予算の内容は、市ノ瀬地区にある東部低区、高区配水池耐震診断業務費を措置しています。

次に、議案第62号につきましては、工事額負契約の締結について（平成29年度第2-1号公共下水道事業 生馬下水道管（8工区）布設工事（補助））分でございます。

今回、指名競争入札により、株式会社丸山組と5,602万3,920円で契約を締結するものでございます。工事内容につきましては、生馬救馬谷地区を、開削工法で、管径150ミリから200ミリのリブ付管を延長956.8メートル施工するものでございます。

次に、議案第63号につきましては、物品購入契約の締結について（平成29年度学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食器類））でございます。

学校給食センター等で使用する給食用の食器類を整えるものでございます。今回、指名競争入札により、大和綜業株式会社と1,965万6,000円で契約を締結するものでございます。

次に、議案第64号につきましては、物品購入契約の締結について（平成29年度学校給食施設整備事業 上富田町学校給食センター備品（食缶類））でございます。

学校給食センター等で使用します給食用の食缶類を整えるものでございます。今回、指名競争入札により、大和綜業株式会社と1,717万2,280円で契約を締結するものであります。

次に、議案第65号につきましては、土地取得についてでございます。

今回、水源涵養林として、岩田字下田熊565番2ほか117筆を一般社団法人岩田愛郷会から土地175万8,931平米を取得するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては、担当課長、企画員より説明しますので、ご審議の上、ご承認を

賜りますよう、何とぞよろしく申し上げます。

△日程第4 議案第43号～日程第22 報告第20号

○議長（山本明生）

この際、日程第4 議案第43号、平成28年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第22 報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで19件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、水口君。

○会計管理者（水口和洋）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第43号から議案第56号につきましてご説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意であります。参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料によりご説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきましてご説明させていただきます。

議案第43号、平成28年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第44号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第45号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第46号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第47号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第48号、平成28年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第49号、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第50号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第51号、平成28年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第52号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第53号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第54号、平成28年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第55号、平成28年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第56号、平成28年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成28年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

それでは次に、お手元に配付しております決算参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。こちらのA3判をお願いいたします。

これにつきましては、平成28年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表となっております。

議案第43号の一般会計につきましては、歳入総額5億8,373万4,312円、歳出総額5億3,508万1,289円、歳入歳出差引額1億4,865万3,023円、内翌年度繰越財源額6,138万7,000円、実質収支額は8,726万6,023円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第44号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額2億2,317万4,515円、歳出総額2億1億6,279万2,576円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく6,038万1,939円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越ししています。

次に、議案第45号の宅地造成事業につきましては、歳入総額2億5,557万7,843円、歳出総額5億5,565万2,431円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの3億7万4,588円です。これにつきましては、平成29年度からの繰上充用で補填措置しております。

次に、議案第46号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額2億19万2,620円、歳出総額4億37万923円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億17万8,303円です。これにつきましては、平成29年度からの繰上充用で補填措置しております。

次に、議案第47号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額740万3,016円、歳出総額4,045万7,009円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの3,305万3,993円です。これにつきましては、平成29年度からの繰上充用で補填しています。

次に、議案第48号、奨学事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の921万6,185円です。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロとなります。

次に、議案第49号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1億9,445万312円です。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第50号の公共下水道事業につきましては、歳入総額3億7,095万3,340円、歳出総額3億7,052万3,556円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく42万9,784円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第51号の介護保険につきましては、歳入総額1億4億8,066万3,514円、歳出総額1億3,820万7,829円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく4,245万5,685円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第52号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額2億7,751万2,677円、歳出総額2億7,470万9,437円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく2億80万3,240円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第53号の診療所事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の3,571万9,469円です。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第54号の朝来財産区につきましては、歳入総額2,012万5,760円、歳出総額626万1,587円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1,386万4,173円です。これにつきましては、平成29年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第55号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の124万2,586円です。歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第56号の水道事業で、収益的収入及び支出につきまして、歳入総額5億3,720万7,212円、歳出総額3億6,025万7,786円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億7,694万9,426円です。なお、経常利益につきましては1億5,771万8,354円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、歳入総額2億2,483万4,220円、歳出総額3億9,494万8,283円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの1億7,011万4,063円です。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填措置しております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第16号から報告第20号につきましてご説明いたします。

報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものでございます。平成20年度決算から報告しているところでございます。

また、この法律におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとなってございます。4つの財政指標を財政健全化比率として定めてございます。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度に公認会計士や弁護士等による個別外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うとされてございます。

次のページに監査委員の審査意見書を添付しておりますが、健全化の判断につきましては、①の実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標となっております。比率につきましては、実質赤字額がありませんのでハイフン表示としてございます。なお、早期健全化基準は15%となっております。

②の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計の全てを含めての比率となります。比率につきましては、連結実質赤字額がありませんので、ハイフン表示としてございます。なお、早期健全化基準は20%となっております。

③の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合、広域連合及び紀南病院等それぞれを含めた比率となっております。平成26年度、27年度、28年度の3カ年平均値をあらわしてございます。比率は12.3%で、昨年が12.5%でしたので、昨年より0.2%の改善となっております。なお、早期健全化基準は25%となっております。

④の将来負担比率につきましては、実質公債費適用分に公社及び第三セクター等を含めたものが対象となっております。これは、一般会計等が将来支払わなければならない可能性がある負担等の現時点での残高を指標化したものであり、比率は72.3%で、昨年が86.0%でしたので、昨年より13.7%の改善となっております。なお、

早期健全化基準は350%となっております。

以上のとおり、上富田町の平成28年度決算における財政健全化比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準以下となっております。

次に、報告第17号をお願いいたします。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

この報告第17号、この後報告します報告第18号から報告第20号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告でございます。さきの財政健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとされてございます。

また、公営企業ごとに、それぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について、早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定と個別外部監査が求められます。上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告します農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断いたします。

次のページに監査委員の審査意見書を添付してございます。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては、平成28年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率はハイフン表示となっております。

続きまして、報告第18号をお願いいたします。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年

度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成28年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告を願います。

8番、奥田誠君。

○8番（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

それでは、平成28年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月1日から9月4日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに14会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査をいたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成28年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額59億8,373万4,000円、歳出総額58億3,508万1,000円、歳入歳出差引額1億4,865万3,000円となっております。そのうち、翌年度への繰り越し財源6,138万7,000円を差し引きますと、実質収支額は8,726万6,000円の黒字となっており、厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、定年等による退職者が11名あり、昨年度に比べ10.3%の減となっております。

次に、扶助費につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金の増により前年度に

比べ6.6%の増となっております。

また、補助費等につきましては紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会関連補助金の減額により前年度に比べ9.6%の減となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が61.0%、投資的経費が11.3%、公債費等が27.7%となっております。

歳出全般では、義務的な経費の縮減を図ったが、地方交付税等経常一般財源が減額となったことにより、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が89.5%となり、前年度に比べ財政構造の硬直化が見られた。今後においても長期にわたる景気の低迷などから財政環境は依然不透明で厳しい状況下であり、義務的経費縮減はもとより長期的、計画的な投資計画のもと、引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の改善を図られるよう要望いたしております。

また、実質公債費比率については12.3%となり、改善が図られております。

次に、歳入全般について、自主財源の公債比は35.7%、依存財源の公債比は64.3%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は95.9%、収入未済額は6,183万2,000円となっており、平成28年度におきましては2件の家宅搜索を実施しています。この家宅搜索については、督促、催告、納税交渉、財産調査など手順を踏んで実施しており、滞納処分の適正な執行が図られない場合に、国税徴収法に基づき実施しています。この家宅搜索の実施によりほかの滞納者へのアナウンス効果も期待できます。

また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は6,875万4,000円となっております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。

また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望いたしております。

次に、一般会計の平成28年度末の町債残高は63億5,077万8,000円で、前年度に比べ1.9%の減となっております。平成28年度の町債の借入額は4億9,079万円で、統合保育所建設事業債、臨時財政対策債、学校給食施設整備事業債が主なものであります。

現在の町財政は、学校給食施設整備事業の大部分が平成29年度へ繰り越しを行ったため、一時的に年度末現在高は減少しましたが、今後、学校給食施設整備事業債による借入額の増加などにより、年度末現在高は増加し、償還額が一層増加する要因を含み、厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で行政需要はますます多岐多様にな

っていくものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は22億2,317万5,000円、歳出総額は21億6,279万3,000円となり、差し引き6,038万2,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しては80.4%と改善は見られるが、依然低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成28年度の赤字額は3億7万5,000円となり、昨年度の赤字額は3億4,595万3,000円であり、赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、財政健全化に向け早急に取り組まれるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これら会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっていく中、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件との整理をし、より効率的、集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくよう要望いたしております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について、抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計につきましては、現年度分普通徴収率及び過年度分徴収率に関し、要因を分析するとともに、抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

平成28年度につきましては、1億6,360万円の純利益を計上いたしております。

今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他特別会計につきましても、審査結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通し願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

以上で平成28年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（山本明生）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第43号、平成28年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第56号、平成28年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの14件については、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第56号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩しますから、委員会を開催していただき、正副委員長互選をお願いします。

暫時休憩します。午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時44分

○議長（山本明生）

再開します。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いた

します。

委員長に1番、松井孝恵君、副委員長に2番、谷端清君が就任されました。委員長を初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第18 報告第16号から日程第22 報告第20号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第16号から報告第20号までの5件を一括で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第16号から報告第20号については以上で終わります。

△日程第23 議案第57号～日程第31 議案第65号

○議長(山本明生)

続いて、日程第23 議案第57号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についての件から日程第31 議案第65号、土地取得の件までの9件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第 5 7 号と議案第 5 8 号についてご説明申し上げます。

議案第 5 7 号、和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年 4 月 1 日から和歌山県市町村総合事務組合同規約第 3 条第 1 項第 1 号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を紀の海広域施設組合と共同処理するため、また、同日より規約第 3 条第 1 項第 2 号に規定する議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項中「海南海草環境衛生施設事務組合」の次に「、紀の海広域施設事務組合」を加え、同表第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事務の項中「有田周辺広域圏事務組合」の次に、「、有田聖苑事務組合」を、「湯浅広川消防組合」の次に、「、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合」を加える。

この議案は、紀の海広域施設事務組合より平成 3 0 年 4 月 1 日から、和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している非常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同したい旨、また、有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合より同日から和歌山県市町村総合事務組合が共同処理している議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理したい旨の申し出があり、同日から共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

附則で、この規約は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページ目から新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 5 8 号、上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例。

上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のように制定する。

平成 2 9 年 9 月 1 3 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）。

この条例は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の制定の趣旨から、中小企業等の一層の振興を図るため、また、上富田町商工会よりことしの5月に中小企業、小規模企業振興に向けた条例制定の陳情を受けたことから、本条例を制定するものでございます。

また、今回の上富田町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の背景としまして、本町の事業者のほとんどが中小企業・小規模企業であり、これらの中小企業等は本町の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っており、労働者の個人所得、消費活動、雇用問題など町民生活に多大な影響を与えております。

近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来により、中小企業等を取り巻く環境は一層厳しくなっており、このような経済的社会環境の変化の中、本町が今後も豊かで安心して住み続けられる町であるためには、地域経済が活性化され、働く場が創出されることが必要であります。

そのためには、私たちの暮らしを支える中小企業等の活動の持続的維持と発展が求められております。このようなことから、地域社会が一体となって中小企業等の振興に取り組んでいくため、条例化が必要となっております。

それでは、制定文をお願いいたします。

第1条で条例の目的を定めております。この条例は、本町の中小企業等の振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等及び中小企業団体の役割を明らかにすることにより、一体となって中小企業等の振興に係る施策を推進し、中小企業者等の成長、持続的発展並びに地域経済の活性化及び町民の生活の向上に寄与することを目的としております。

次、第2条で用語の定義を定めております。

第3条で中小企業等の振興の基本理念を定めています。第1項では、地域産業の継続的な発展、新産業の創出及び地域社会の発展を目標に中小企業者等みずからの創意工夫と自主的な努力を尊重し、促進することとしております。第2項では、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識のもとに行うことを規定しております。第3項では、国県の協力を得ながら、町、中小企業者と中小企業団体が連携するとともに、町民が協力することを基本として行うことを規定しております。

第4条で中小企業者等の振興に関する施策を策定し、実施する場合の基本方針を定めております。

第5条で町の役割を定めております。第1項で、町は第3条に定める基本理念及び第

4条に定める施策の基本方針に基づき施策を実施するものとしてございます。

第6条で商工業者の役割を、第7条で中小企業団体の役割を規定しており、それぞれの役割を明確化しております。

第8条で町民の理解及び協力を定めています。

続いて第9条で財政上の措置として町は中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする規定しております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第59号につきましてご説明いたします。

議案第59号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,664万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,034万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額に4,500万円を追加し、1億908万6,000円と定めてございます。

14款国庫支出金では、補正前の額に1,336万4,000円を追加。

15款県支出金では、補正前の額に285万3,000円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に3,992万7,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に1,360万円を追加。

21款町債では、補正前の額に1,190万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に今回1億2,664万4,000円を追加し、59億8,034万3,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に1,882万3,000円を追加し、9億827万7,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に1,162万4,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に1,452万円を追加。

6款商工費では、補正前の額に258万2,000円を追加。

7款土木費では、補正前の額に2,199万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に4,806万5,000円を追加。

10款災害復旧費では、補正前の額に904万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回1億2,664万4,000円を追加し、59億8,034万3,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」です。

くちくまのコミュニティバス運行事業で平成31年度から平成35年度までの期間で、限度額1億3,000万円と定めてございます。

岩田公民館建設事業で平成29年度から平成30年度までの期間で、限度額4億円と定めてございます。

上富田文化会館空調設備改修事業で平成29年度から平成30年度までの期間で、限度額1億6,000万円と定めてございます。

上富田スポーツセンター駐車場用地購入事業で平成29年度から平成30年度までの期間で、限度額5,000万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。

追加で、公民館整備事業で限度額を760万円と定めてございます。

文化会館整備事業で限度額を270万円と定めてございます。

公共土木施設災害復旧事業で限度額を160万円と定めてございます。

なお、起債方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございませんので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

総括につきまして、このページから9ページまでの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出からご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、2款総務費では、一般管理費で1,182万9,000円の追加で、番号制度関連システム改修委託料として788万4,000円、また、個人情報保護制度への対応支援業務委託料として86万4,000円を措置、また、町制施行60周年記念事業の一つとして彦五郎公園の歌碑設置工事請負費で250万円、旅費として費用弁償58万1,000円を措置してございます。

防災対策費では、633万4,000円の追加で岩田立平地区の地すべりに係る特殊勤務手当として70万円措置、また、ドローン1機分の購入費として40万円措置、また、住宅の耐震改修の関係で、木造住宅耐震診断業務委託料で132万円、住宅耐震改修費補助金で348万3,000円、改修設計費補助金で39万6,000円を措置してございます。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では50万円の追加で、石川県津幡町との交流事業として、都市の交流事業補助金50万円を措置してございます。

監査委員費では16万円の追加、東京で開催されます井上監査委員の功労表彰式に係る旅費2名分を措置してございます。

次、16ページをお願いいたします。

3款民生費の社会福祉総務費では1,162万4,000円の追加、地域福祉センター別棟建設工事請負費として670万円措置及びそれに伴う建築確認検査申請ほか手数料50万円を措置してございます。

また、特別会計介護保険繰出金として442万4,000円を措置してございます。

5款農林水産業費の林業総務費で1,452万円の追加で、主なものといたしまして二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受けて行う木質バイオマスエネルギー導入計画策定委託料1,296万円等を措置してございます。

また、炭窯の再整備に係る補助金として山の恵み活用事業費補助金42万円を措置してございます。

6款商工費の商工総務費で258万2,000円の追加、消費者行政啓発のための物資として消耗品費30万円、パンフレット作成の印刷製本費として70万円を措置してございます。また、消費生活相談員の派遣事業委託料として12万7,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

道の駅くちくまのの観光看板設置工事請負費として62万円、また、稲葉根王子近くの古木前に地元が観光看板を設置するのに伴いまして、設置工事等負担金64万8,000円を措置してございます。

7款土木費、土木総務費では124万8,000円を追加、航空写真パネル作成に伴う航空写真撮影業務委託料64万8,000円を措置、また、町内会館建設等補助金で汗川町内会館改修ほかで60万円を措置してございます。

道路橋梁総務費では、管内図システム改修委託料として124万2,000円を措置してございます。

道路橋梁維持費では、町道等の維持補修工事請負費として1,800万円を措置してございます。

住宅管理費では、丹田台住宅の修繕料として150万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。20ページです。

9款教育費、2項小学校費の学校管理費で71万6,000円の追加で、主なものとして、生馬小学校プールの循環ろ過ポンプの修繕料71万3,000円を措置してございます。

生涯学習事業費では70万円の追加で、軽トラック1台分の購入費を措置してございます。

公民館運営費では4,020万6,000円の追加で、岩田公民館建設に係る経費として土壌検査業務委託料300万円、設計監理委託料1,791万1,000円、土地購入費1,929万5,000円を措置してございます。

文化会館運営費では344万3,000円を追加、事務室内の照明設備のLED球への交換費用として修繕料65万円を措置、また、空調設備改修の設計監理委託料として279万3,000円を措置してございます。

体育施設管理費では、上富田スポーツセンター駐車場用地の土地購入費として300万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で、岡及び岩崎ほか災害応急復旧工事請負費で200万円を措置してございます。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では704万円の追加、町道鳥渕支線の災害復旧工事請負費で500万円、また、測量設計調査委託料で200万円等を措置してございます。

24ページ、25ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しを

お願いいたします。

それでは、次に、歳入につきまして説明させていただきますので、10ページ、お願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金の民生費負担金で、上富田社会福祉協議会から地域福祉センター別棟建設事業負担金として1,500万円を措置、教育費負担金で岩田愛郷会から岩田公民館建設事業負担金として3,000万円を措置してございます。

14款国庫支出金の総務費国庫補助金では、番号制度関連システム整備事業費補助金で748万8,000円の措置、土木費国庫補助金で木造住宅耐震診断費補助金66万円、住宅耐震改修費補助金で168万3,000円、改修設計費補助金で19万8,000を措置してございます。

災害復旧費国庫補助金では、現年発生公共土木施設災害復旧事業費補助金で333万5,000円を措置してございます。

15款県支出金の農林業費県補助金では、山の恵み活用事業費補助金で21万円措置、土木費県補助金では木造住宅耐震診断費補助金で33万円、住宅耐震改修費補助金で90万円、改修設計費補助金で9万9,000円を措置してございます。

商工費県補助金では、市町村消費者行政推進交付金で131万4,000円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

18款繰入金のさわやか上富田町まちづくり基金繰入金では、308万1,000円を措置、財政調整基金繰入金では3,684万6,000円を措置し、今回の補正に係る一般財源を補填してございます。

20款諸収入では、雑入で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で1,360万円を措置してございます。

21款地方債では、教育債で岩田公民館建設に係る公民館整備事業債で760万円を措置、また、空調設備改修に係る文化会館整備事業債で270万円を措置してございます。

災害復旧債では、現年発生公共土木施設災害復旧事業債で160万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容となっております。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ508万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,551万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

4款支払基金交付金では、補正前の額に66万5,000円を追加し、4億304万6,000円と定めてございます。

7款繰入金では、補正前の額に442万4,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に508万9,000円を追加し、15億3,551万8,000円と定めています。

続いて歳出です。

5款諸支出金では、補正前の額に508万9,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に508万9,000円を追加し、15億3,551万8,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金では66万5,000円を追加。過年度分介護給付費交付金を措置してございます。

7款繰入金、6目その他一般会計繰入金では、442万4,000円を追加、事務費繰入金を措置しています。

次の8ページ、9ページをお願いします。

3、歳出です。

5款諸支出金、1目償還金では508万9,000円を追加、過年度分介護給付費交付金支払基金返還金を措置しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第61号と62号をご説明申し上げます。

議案第61号、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成29年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成29年度上富田町水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費、既決予定額に1,000万円を追加、4億7,292万9,000円と定めております。

第1項営業費、既決予定額に1,000万円を追加し、4億1,373万3,000円を定めております。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書で目次となっております。

3ページをお願いします。

平成29年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

1款水道事業費用、既定額に1,000万円を追加し、4億7,292万9,000円と定めております。

2目配水及び給水費としまして、既定額に1,000万円を追加し、9,423万7,000円と定めております。

委託料でございます。

配水池耐震診断業務委託料を計上しています。市ノ瀬の大芝地区により送水しております市ノ瀬地区の東部低区高区の耐震診断業務であります。この施設は、平成3年度に完成し、市ノ瀬地区、下鮎川地区、岡地区に水を送る重要施設であり、朝来丹田台における大山配水池と同様、上富田町の配水池としては重要度の高い配水池となっております。

今回の業務により耐震性能を評価し、耐震性が低い場合におきましては今後、耐震補強設計及び耐震診断工事を設計することになります。

また、この施設につきましては、水槽の容量も大きいことから、緊急時に貯水する給水活動が行えるよう県の補助金を活用して緊急遮断弁を設置するように考えております。次のページ、4ページをお願いします。

平成29年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに分けて表示しております。合計額で説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

業務活動によるキャッシュ・フロー、合計でございます。1億7,622万7,066円でございます。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

投資活動によるキャッシュ・フローの計でございます。マイナス8,487万9,000円でございます。

5ページをお願いします。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

財務活動によるキャッシュ・フローの計でございます。1億8,343万9,000円でございます。

資本増加額（又は減少額）でございます。マイナスの9,209万934円でございます。

資金期首残高、5億2,433万4,864円でございます。

資金期末残高、4億3,224万3,930円を予定しております。

6ページをお願いします。

平成29年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

これにつきましても、合計金額で説明させていただきます。

固定資産。

固定資産でございます。30億5,113万4,799円。

2、流動資産。

流動資産合計でございます。4億8,337万9,253円でございます。

資産合計、35億3,451万4,052円でございます。

7ページをお願いします。

負債の部でございます。

3、固定負債。

固定負債合計、8億4,446万4,925円でございます。

4、流動負債。

流動負債合計でございます。1億8,152万909円でございます。

5、繰延収益。

繰延収益合計でございます。8億9,384万9,952円。

負債合計としましては19億2,001万5,786円でございます。

資本の部。

6、資本金でございます。8億2万6,271円でございます。

7、剰余金。

次のページをお願いします。

資本剰余金合計でございます。3億1,390万4,410円でございます。

(2) 利益剰余金でございます。

剰余金合計でございます。8億1,429万1,995円でございます。

資本合計、16億1,449万8,266円でございます。

負債資本合計としまして、35億3,451万4,052円でございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第62号、工事請負契約の締結でございます。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成29年度 第2-1号 公共下水道事業 生馬下水道管(8工区)布設工事(補助)について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成29年度 第2-1号 公共下水道事業 生馬下水道管(8工区)布設工事(補助)でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金5,602万3,920円。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市秋津町1595番地の2、株式会社丸山組、代表

取締役目丸山博之でございます。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

本工事におきましては、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、株式会社丸山組含めて6社でございます。株式会社尾花組、株式会社目良組、株式会社清本組、株式会社平建設、株式会社堀組上富田営業所、株式会社後工務店でございます。

工事内容につきましては、町道本郷救馬谷線線と樫ノ木救馬谷線の救馬谷地区の企業団地入り口までの施工となります。開削工で、リブ管、パイ150ミリをL137.4メートル、同じくリブ管、パイ200ミリをL819.4メートル、次のページに、参考資料としまして仮契約の写しを添付してございます。

契約書の最後の条項に、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一条項により、本契約を締結したものとすることになってございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは、議案第63号、議案第64号についてご説明を申し上げます。

議案第63号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、取得物品、平成29年度学校給食施設整備事業、上富田町学校給食センター備品（食器類）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、一金1,965万6,000円。
- 4、契約の相手方、和歌山市島崎町6丁目30番地、大和綜業株式会社代表取締役河内章氏。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましては、指名競争入札による物品購入契約です。

指名業者は日本調理器株式会社関西支店、大和綜業株式会社、株式会社中西製作所大阪支店、有限会社堀本商店の学校給食備品取り扱い店4社により、8月25日に指名競争入札が執行され、大和綜業株式会社が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しております。

最終ページに食器類の内訳書をつけておりますので、ごらんください。

ナンバー1から14番につきましてはトレイや食器、はし、スプーン、フォークなど学校で使用する数量分プラス予備として1,500人分を備えることにしています。ナンバー15から22につきましては、給食センター及び学校での必要数量分を備えることにしております。

食器につきましては、安心して使用できるよう着色汚れに強く耐久性にすぐれていることなどから、PEN樹脂製を採用しております。

仮契約書第11条に、この契約は議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号です。

議案第64号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。

記。

- 1、取得物品、平成29年度学校給食施設整備事業、上富田町学校給食センター備品(食缶類)。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、一金1,717万2,280円。
- 4、契約の相手方、和歌山市島崎町6丁目30番地、大和綜業株式会社代表取締役河内章氏。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

本事業につきましても、指名競争入札による物品購入契約でございます。

食器類と同じく指名業者は日本調理器株式会社関西支店、大和綜業株式会社、株式会社中西製作所大阪支店、有限会社堀本商店の学校給食備品取り扱い店4社により、8月25日に指名競争入札が執行され、大和綜業株式会社が落札しております。

参考資料として仮契約書を添付しております。

最終ページに食缶類の内訳書をつけておりますので、ごらんください。

ナンバー1から4につきましては米飯、汁物、フライ物、和え物類を入れるセンターから学校に運ばれる食缶になります。10番から14番につきましては、給食センター内で食缶類を洗浄する際に必要とする洗浄かごになります。

数量は必要分を算出して備えることにしております。

仮契約書第11条に、この契約は議会の議決を得たとき、本契約が成立するものとしておりますので、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第65号をご説明いたします。

議案第65号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件、西牟婁郡上富田町岩田字下田熊565番2、山林ほか117筆、175万8,931平米。別紙明細のとおり。

2、取得価格、金2,990万1,827円。別紙明細のとおり。

3、目的、水源涵養林として。

4、契約の相手方、西牟婁郡上富田町岩田1777番地の1、一般社団法人岩田愛郷会。

平成29年9月13日提出、上富田町長小出隆道。

今回の山林取得につきましては、平成28年3月に創設をいたしました上富田町の水
源涵養基金を活用して、その目的であります水源涵養を図ることを目的としたもので取
得をさせていただきます。

また、基金につきましては平成29年8月末現在、3,144円となっております。

参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付してございます。

その最終事項に、この契約は議会の議決があったときに、この契約と同一条項により、
本契約を締結したものとすとしておりますので、何とぞご承認をお願いいたします。

参考資料と後ろのほうに別紙明細を添付してございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、9月19日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

延会 午前11時29分